都筑野菜ロゴマーク使用取扱要綱

　　　　　　　　　　　　　　　制定　令和３年９月７日　都筑政第821号

（趣 旨）

第１条 この要綱は、横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例及び都筑区の地産地消推進事業の取組に基づき、「都筑野菜」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を活用したプロモーションを展開するため、使用に関して、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適切な使用を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　「都筑野菜」とは、都筑区内で採れた農畜産物の総称とする。

２　この要綱におけるロゴマークとは、別図に定めるものとする。

（ロゴマーク使用対象者）

第３条 ロゴマークの使用対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 都筑区内産の農畜産物等のブランド化や消費拡大に寄与する者

(2) 都筑の農業、農畜産物等のPRに寄与する者

(3) 地産地消の社会的意義などを普及啓発する者

(4) その他区長が認める者

（使用申請）

第４条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ区長に「都筑野菜ロゴマーク使用申請書」（第１号様式）を提出し、使用を開始するまでに承認を得なければならない。

２　区長は、前項の規定による申請について必要があるときは、申請者に対して書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、都筑区区政推進課への事前連絡をもって使用承認に代えることができる。

(1) 横浜市が使用するとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) その他区長が使用を適当と認めたとき。

（使用承認）

第５条　区長は前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、「都筑野菜ロゴマーク使用承認通知書」（第２号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、区長は使用承認に際し、必要な条件を付すことができるものとする。

２　ロゴマークの使用は、原則として無料とする。

３　使用承認は、ロゴマークを使用した物について都筑区が推奨を行うものではない。

（使用を承認しない場合）

第６条　区長はロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、「都筑野菜ロゴマーク使用不承認通知書」（第３号様式）を申請者に交付するものとする。

(1) 横浜市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合

(2) 自己の商標又は意匠として独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合

(3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

(5) 区が行う事業、又は区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずる恐れがある場合

(6) その他、その使用が著しく不適当と区長が認める場合

（使用上の遵守事項）

第７条　ロゴマークの使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、都筑区が指示する使用条件に従うこと。

(2) ロゴマークのデザインを変形させたり、色を変えたり、ほかの図形等と重ねて使用させたりしないこと。

(3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) ロゴマークのデータを譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) ロゴマークを使用した物は、完成後、使用開始に先立ち速やかに都筑区に提出すること。ただし、完成品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真等の提出をもって、完成品等の提出に代えることができる。

（承認の変更）

第８条　使用者は、ロゴマークの使用承認後、承認された内容について変更しようとするときは、再度申請を行うものとする。ただし、変更の内容が軽易なものについては、この限りでない。

（承認の取消）

第９条　区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる事業等を実施した場合

(4) その他、区長が不適当と認めたとき。

２ 区長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用者に対し、「都筑野菜ロゴマーク使用承認取消通知書」（第４号様式）をもって通知するものとする。

３ 区長は、第1 項に規定する使用承認の取消により使用者に生じた損害については一切の責任を負わない。

４ 区長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占制等）

第10条　使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

（経費等の負担）

第11条　区長は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（損害賠償等の責任）

第12条　区長は、使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

２ 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、誠実にこれを処理しなればならない。

３ 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

（管理）

第13条　ロゴマークの著作権及び使用権については、本市及び制作者に帰属するため、本市の許可なく使用してはならない。

２ ロゴマークの使用管理及びこの要綱に関する事務等については、都筑区区政推進課が所管する。

（情報の公開）

第14条　都筑区区政推進課は、広く利用促進を図る視点からロゴマークの使用承認の状況等について公開することができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は令和３年９月７日から施行する。

別図

第１号様式（要綱第４条）

　年　　月　　日

都筑野菜ロゴマーク使用申請書

都筑区長

申請者　住所：

氏名：

（法人の場合は、名称・代表者の職・氏名）

都筑野菜ロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用している  都筑野菜 |  |
| （生産者）  （電話番号/FAX）  （Eメールアドレス）  ※別紙可 |
| □個人情報の提供について、生産者本人に同意を得ています。 |
| 使用方法 |  |
| 使用場所 |  |
| 申請者連絡先 | （担当者）  （電話番号/FAX）  （Eメールアドレス） |
| 添付書類 | □企画書  □申請者の活動内容等が分かる書類  □ロゴマークを使用する印刷物等の原稿または見本（これらの提出が困難な場合は、その写真等） |
| 備考 |  |

注意事項

商品包装等に表示して使用する場合は、商品の内容及び表示イメージがわかる資料

（写真等）も添付してください。

第２号様式（要綱第５条）

　年　　月　　日

都筑野菜ロゴマーク使用承認通知書

　　　　　　　様

都筑区長

年　　月　　日に申請のありました都筑野菜ロゴマークの使用申請については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用している  都筑野菜 |  |
| 使用方法 |  |
| 使用場所 |  |
| 特記事項 |  |

注意事項

(1) 申請書及び本通知書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

(2) 使用方法に記載した内容以外の用途に使用することはできません。

(3) 使用開始に先立ち完成品を提出してください。ただし、提出が困難であると認められるものについては、その形状写真をもって代えることができます。

(4) ロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。

(5) ロゴマークを使用状況等は、必要に応じて都筑区に報告してください。

第３号様式（要綱第６条）

　年　　月　　日

都筑野菜ロゴマーク使用不承認通知書

　　　　　　　様

都筑区長

年　　月　　日に申請のありました都筑野菜ロゴマークの使用申請については、下記の事由により不承認することに決定しましたので通知します。

|  |
| --- |
| 使用不承認の事由 |
|  |
| 特記事項 |
|  |

第４号様式（要綱第９条第２項）

　年　　月　　日

都筑野菜ロゴマーク使用承認取消通知書

　　　　　　　様

都筑区長

年　　月　　日に都筑政第　　　　号で決定した都筑野菜ロゴマークの使用承認を下記の事由により、取り消すことを通知します。

|  |
| --- |
| 使用承認の取消事由 |
|  |
| 特記事項 |
|  |